

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

	<ul style="list-style-type: none"> ・データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ・セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 ・職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ・システム管理機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバーGW)
システム3	
①システムの名称	中間サーバーGW
②システムの機能	1. 宛名番号(利用)管理機能 和泉市において個人を識別するための宛名番号と事務および保有する特定個人情報を紐付け、その情報の管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号の符番管理 ・個人番号利用事務と特定個人情報ファイルの紐付け ・個人特定のためのデータ照合機能(名寄せ管理機能) 2. 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバー・プラットフォームからの氏名、性別、生年月日、住所(以下「4情報」という。)照会への応答
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (健康管理システム、中間サーバー・プラットフォーム)

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一項の番93の2項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第67条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二(115の2の項) ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令に定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (情報照会の根拠) 別表第二(115の2の項) ※第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和泉市子育て健康部健康づくり推進室
②所属長の役職名	健康づくり推進室長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等特別措置法に基づく接種対象者
その必要性	予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を有する必要がある
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の接種日時点の年齢、居住地を把握するために保有 ・健康・医療関係情報:接種した予防接種の種類、ワクチン名、LotNo等を把握するために保有 ・課税状況、及び、生活保護・社会福祉関係情報 :接種の自己負担区分を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日
⑥事務担当部署	和泉市子育て健康部健康づくり推進室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (・課税状況、生活保護・社会福祉関係情報を他課から情報システム経由で入手) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	予防接種に関する業務実現のために、必要な特定個人情報を有する必要がある								
④使用の主体	使用部署	和泉市子育て健康部健康づくり推進室							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		I、対象者抽出事務:対象者を抽出する II、予防接種管理事務:個人の予防接種の接種情報を入手する III、予防接種情報取込:予防接種情報(パンチデータ)を取込する IV、予防接種照会事務:住民からの問い合わせなど、接種別や接種履歴を照会し、回答する V、転入者処理:転入者があった場合、過去の接種歴などから、予診票を交付する							
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・4情報を確認して対象者を決める【上記Ⅰ】 ・4情報を確認して、接種済対象者の情報とシステム上のその他内部番号と突合し、予防接種の接種の有無を管理する。【上記Ⅱ、Ⅲ】 ・市民からの問い合わせ時、4情報や住民票関係情報と突合し、接種別や全接種の履歴を照会し回答する【上記Ⅳ】 ・住民票関係情報と突合して、転入者の把握、過去の接種歴などから予防接種の予診票を交付する 							
⑥使用開始日	令和3年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (196,000) 件	
委託事項1	予防接種履歴パンチ入力	
①委託内容	予防接種履歴パンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先承諾書
	⑥再委託事項	予防接種履歴パンチ入力
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

和泉市資料

【住民情報】

宛名番号、世帯番号、宛名番号予備、世帯番号予備、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民で無くなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、個人用電話番号(携帯・PHS)、個人用小学校区、個人用中学校区、Eメール1、Eメール2、前住所、転出後住所、総合登録番号、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛先人氏名、送 予備1、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、送 フラグ、住民異動届出日、日程変更、個人予備3、個人予備4、個人予備5、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、更新者、更新日、更新時間、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmddd)、在留期間等終了日、在留カード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、個人住所コード、個人町内会コード、個人住所日本語、個人地番甲乙判定、個人地番 本番、個人地番 枝番、個人地番 末番、個人地番編集区分、個人方書コード、個人方書日本語、個人方書バーコード、個人郵便番号、統合宛名番号

【予防接種結果】

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種種別、接種回数、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、請求日(月)、実施医療機関、問診医、接種医、接種番号、接種会場、メーカー、Lot.No、接種量、未接種理由、対象外判定、予診フラグ、特記事項

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基本4情報、その他の住民票関係の情報の入手は、市住基システムに入力された情報を庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することは無い
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
庁内連携システムを介した情報の入手について、対象事務に必要な情報以外を参照できないようにする。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・中間サーバーGWは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた事務を担当する部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みである。また、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報を保持する仕組みとなっており、当該事務にて必要ない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・中間サーバーGWへは、権限の無いものの接続は認めない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムにアクセスするには、2要素認証を必要としており、ログイン権限の無いものは、健康かるてシステムを使用できない。また、健康管理システム内の各機能の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため権限の無いものは、当該事務を行うことができ得ない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
システム管理権限者が、IDの更新、削除、新規発行を行うことができる。また、健康管理システム内の各機能の利用権限も管理できる。また、定期的にID更新が必要で、権限削除を失念しても定期的に異動者の権限は破棄される。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の取扱いに関する事故発生報告 ・契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	情報管理責任者届の提出、個人情報の保護に係る誓約書の提出	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
パンチ入力用の予診票の受け渡しは、セキュリティー便を使用する。 受け渡しの枚数については、『原票送付状』(お客様所有物預り・返却書)で確認		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の照会が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、職員および関係者への周知を実施する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能(※1)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1)中間サーバー・ソフトウェアを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修(リモートラーニング:eラーニング)を実施し、内容の理解を深め、内容理解の確認テストを研修中小テスト形式で実施し、最終的に修了証書の発行をもって受講確認している。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市総務部総務管財室
②請求方法	和泉市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した個人情報開示等請求書を提出する開示請求の手続きについては、以下のホームページに掲載している。 https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/siseizyouho/jyouhou/1320034012926.html
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒594-0071 大阪府和泉市府中町四丁目22番5号 大阪府和泉市子育て健康部健康づくり推進室
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と経過について記録を残す

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム	事後	
令和4年3月1日	I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和4年3月1日	I-2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	
令和4年3月1日	II-4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託する (196,000)件	委託する()件	事後	
令和5年2月13日	I-5情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令に定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二項番115の2の項)(別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(別表第二項番115の2の項)	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二(115の2の項) ※第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令に定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (情報照会の根拠) 別表第二(115の2の項) ※第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	事後	

